



ふるさとの山河ひらけし初明り

鶏子

いがわこ でいめ

農業委員会だより

No.36

平成29年(2017)1月発行

年頭のご挨拶



雲南省農業委員会 会長 加藤一郎

新年あけましておめでとうございま
す。二〇一七年の新しい年をお迎えに
なりましたことに対しまして心よりお
喜びを申し上げます。本年も皆様方に
はご健康で益々のご発展、ご活躍の年
になりますよう年頭にあたりまして心
よりお祈りを申し上げます。日頃は、
雲南省の農業委員会の活動に対しまし
て格別のご理解、ご協力やご指導を賜
つておりますことに対しまして厚くお
礼を申し上げる次第であります。

さて、雲南省の農業を取り巻く現在
の状況は、引き続き大変厳しい状況下
にあります。担い手農家の大幅な不足
と、農業従事者の高齢化が進み、市内
の山間地、平地を問わず、耕作放棄地
が更に拡大する状況にあります。この
ような現状を打開し郷土を荒廃から守
る為には、若い農業の担い手育成はも
とより重要であります。その担い手
に農地を集約する事、いわゆる農地利
用の最適化を積極的かつ強力に推進し、

今年は農業委員の改選の年になります。
新たな法制度のもとで農業委員会
と致しましては引き続き雲南省の農業
の発展のため努力をいたす考えであります。
本年も変わらずご教示を賜りますようよろしくお願いを致します。

出来ることならば、農業の法人化に取
り組み実現していくことが、何よりも重
要であります。平成28年4月に農業委
員会法が改正されましたが、今回の改
正ではまさにこのことを農業委員会の
主たる任務及び使命として位置付けて
おります。その為に「農地利用最適化
推進委員制度」を新設し、最適化推進
委員はそれぞれの担当地区における農
業者との話し合い、農地の貸し手や借
り手へのアプローチ、遊休農地の発生
防止や解消といった現場の活動を農業
委員会や農地中間管理機構と連携しな
がら推進することが義務付けられています。

農地パトロール 荒廃農地調査を実施して



荒廃した農地や、無断で農地が農地以外に転用されていないかを調査する為に雲南省農業委員会では農業委員がそれぞれの受け持ち地域を9月と10月に航空写真による地図を片手に調査した。

調査をしてみると、山寄りから、耕作が放棄され荒廃化しているのが確認された。

農地が荒れ放題になる原因として、獣被害、人口減少、後継者不足高齢化のた

めに耕作できなくなつたり、農産物の価格安で受託してく

れる人も年々減 少しているのが現状である。国の制度で中間管理機構があつても、その制度の機能が十分發揮されていないようと思われる。

また、許可なく転用されているケースでは、「知らなかつた」「自分の土地だから好きにしてもいいと思っていた」等の回答が多い。分からぬ場合、土地を農地以外で利用したい場合は、まず受持ち地域の農業委員か、農業委員会事務局へ相談を持ちかけてほしい。

何れにせよ農地は農産物を生産していくものであり、法律では無断で転用することは禁じられている。農地を所有する私たちは法に反することなく、責任を持つて管理し、次世代に継承していくようになくてはならない。

(地域農業対策委員会)



農地利用状況調査（農地パトロール）結果

農業委員会では、9月～10月にかけ、雲南省内の農地がどのように利用されているか調査を行いました。今年度は遊休農地が44.8ヘクタール（雲南省農地面積4,008ヘクタールの1.1%）という結果になりました。

平成28年度 農地利用状況調査(遊休農地)結果

◆1号農地とは…

現に耕作されておらず（1年以上にわたって耕作されておらず）、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地
(農地法第32条第1項第1号)

◆2号農地とは…

利用の程度が周辺地域に比べ著しく劣っていると認められる農地
(農地法第32条第1項第2号)

	1号農地		2号農地		合計	
	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)	筆数	面積(m ²)
大東町	149	142,346	3	6,101	152	148,447
加茂町	92	66,626	17	8,894	109	75,520
木次町	46	31,818	12	12,495	58	44,313
三刀屋町	167	133,033	0	0	167	133,033
吉田町	27	18,991	0	0	27	18,991
掛合町	8	10,601	28	17,590	36	28,191
合計 (前年比)	489 (▲96)	403,414 (▲55,491)	48 (12)	45,080 (1,000)	549 (▲84)	448,494 (▲54,491)

農業委員会 視察研修

報告



が中心となつた株式会社ですが、受委託を基本とし地域の担い手や営農組合との競合をすることがないように連携を図りながら、それらの補完的な立場をとつているとこでした。

遊休農地の解消に向けて、モアー草刈り機（雑草の繁茂した圃場の除草作業に適す）の貸し出しなど農業機械や施設の貸し付けを行い資本投資の軽減を図ったり、利用権設定をし水稻・野菜等の作付を行い、平成27年度までに45.72haの解消が行われました。

後継者対策としては、毎年度五

名程度の実習生を受け入れて指導・研修がなされ、卒業生には農地の斡旋を行うなどサポート体制も整えてあります。まだ短期間なので完全に定着が図られていくという実績の方は不明でした。

翌日は、「京田辺市農業委員会」を訪れました。この地区は古くからお茶（玉露）の栽培が盛んで、関西茶品評会で産地賞一位24年連続受賞や平成28年度全国茶品評会で産地賞二位受賞と優れた産地でした。

昨年10月25日（火）～26日（水）の間、農業委員会の視察研修を兵庫県加古川市にある「（株）ふあーみんサポート東はりま」と京都府の「京田辺市農業委員会」で行いました。

資金5,000万円（出資内訳JA A兵庫南4,480万円・加古川市500万円・個人20万円）で平成19年7月に設立されました。出資比率でも分かるようにJA

いざれも共通する課題は、雲南省でも顕著になつてきてている農業従事者の後継者不足対策と耕作放棄地対策の取り組みについてです。

まず初日に訪れました「（株）ふあーみんサポート東はりま」は、出

た。

しかしながら、ここも近年茶農家の高齢化と後継者不足、零細経営（平均30a）で茶園荒廃が進行し、

産地衰退が懸念される事態となつてきました。

そうした背景を元に農業委員会が中心となつて、茶農家・JA・京都府・京田辺市などが連携し「京田辺のお茶を考える会」を立ち上げ戦略プロジェクトが推進されま





遊休農地の解消を図るため、貸し手・借り手の意向調査と現地調査を行い「茶園バンク」を創設し、このバンクに登録することにより担い手との貸借がスムーズに成立するよう、農地貸借のルール作りを取り組まれてきました。

農地バンクに登録された農地については借り手が出来るまでの間、農地の保全を維持するための補完的な対策として作業受託者も登録し農地の維持管理の困難な人に斡旋がされています。

担い手対策としては、平成15年度から京田辺茶担い手育成塾を発足させ、塾生8名での茶業研修を開始し、

現在10名の卒業生には茶園を斡旋して茶栽培に携わってもらったり、製茶作業に就業して一定の成果を挙げつつも、全体としてはまだ解消に繋がっていないようです。

現在10名の卒業生には茶園を斡旋して茶栽培に携わってもらったり、製茶作業に就業して一定の成果を挙げつつも、全体としてはまだ解消に繋がっていないようです。この二組織の視察研修を行つて感じましたことは、いずれも数十分で通勤可能な近郊に若者を受け入れる就職先が多くあり、周辺はベッドタウン化し人口は増え続けていく傾向にあり、農家にも家を継ぐ跡取りもいるのに農業を受け継がないという状況でした。

同じ荒廃農地の解消と後継者不足対策と言つても、雲南省とは大きな違いがありますが、京田辺市の農業委員会会長さんの言葉に「なぜ後継者が育たないかは、一言でいえば儲からないからだ、儲かりさえすれば後継者は育つ」の言葉に都市部も中山間地もこれらは共通して言えることだと実感しました。

(情報委員会)

農業振興施策について 市長に意見書を提出

10月31日、来年度予算の編成時期を前に、市長に対して雲南省農業振興施策に関する「意見書」を提出しました。

日頃、農地の有効利用に向けた活動を行つてている中で感じている点などをまとめ、農業振興施策の改善に向けた意見として提出しました。

「プレミアムつや姫たたら焰米」をはじめ安全安心やブランド力を磨きをかけるなど雲南省農業の魅力を高めていくことや農地の有効活用が図れる制度や仕組み、環境づくりを求めてきました。

意見書の内容

- ◆ 農業振興施策の拡充支援について
 - ① 高付加価値化、販路拡大施策の支援
 - ② 担い手育成対策
 - ③ 農地対策
- ◆ 有害鳥獣対策
- ◆ 畜産振興対策
- ◆ 農業委員会法改正に伴う支援について



現地ルポ

女性農業委員レポート

吉田町女性農業者の方との意見交換会

参加された女性農業者の方は、ご主人が認定農業者、集落営農で活躍しておられる奥さま、息子さんと農業をされるお母さんなどといった様々な形態の方々の女性農業者の方でした。

出された意見からは、「そば粉を毎朝40キロ製粉して出荷します。」

「近所から田んぼを耕作してほしいと頼まなければ手一杯でも主人が断りきれず引き受けると数千枚の育苗となります。家の野菜などは後回しなつて、他の家よりずっと遅く栽培します。」

「法人、新規就農者等には手厚い支援があるが個人にもう少し支援があつても良いと思う。農機具の更新がなかなかできない。」

など行政への要望、地域の情報、仕事の悩みなど打ち解けて意見交換ができました。

また、「以前は定期的に集まる機会があり、様々な話をしたり、聞いたりする寄り合いの場がありました。日々の大変な農作業も、その集まる機会があることで励みに



8月29日吉田町の女性農業者の方々と女性農業委員とで意見交換会を行いました。

参加された女性農業者の方は、ご主人が認定農業者、集落営農で活躍しておられる奥さま、息子さんと農業をされるお母さんなどといった様々な形態の方々の女性農業者の方でした。

なつたり、頑張るきっかけでもありました。現在は女性農業者の交流の場がなくなってしまったので、こうして久しぶりに話しができてとてもよかったです。」と今回のこの会を楽しみにして参加されたようです。「また是非このようないい！」という声もいただきました。

参加された女性農業者の皆さん方も農

繁期の忙しい時期ではありましたが、農業の合間の和んでいただけの時間を過ぎていただけたのではなかつたかと感じました。限られた時間での会でしたが、会話が途切れることなく、いろいろな思いをお話ししてくださり、中山間地の農業を陰の熱い思いに感動いたしました。

農業をする女性はだんだんと少なくなり高齢化をしています。農業委員会の女性農業委員だけでなく関係機関と連携をとり中山間地の女性農業者の方をもつと支援できれば良いと思いました。

雲南市女性農業委員
山本 博子



豊かな老後のために入ませんか農業者年金

国民年金に上乗せする公的な年金制度です

- 農業者なら広く加入できる
- 積立方式・確定拠出型で安定した年金財政
- 保険料の国庫補助
- 保険料は2万円から自由に選択可能
- 税制面でおおきな優遇
- 80歳までの保証が付いた終身年金

くわしくは農業委員会まで

平成29年
1月から農地転用の許可事務を
農業委員会で行います。

市民サービスの向上を図る取り組みとして、これまで県で行っていた農地転用の許可事務を平成29年1月から雲南市農業委員会で行います。この権限移譲に伴い、申請書類の提出部数が変更になります。

これまで、2部

変更後は、1部

市で許可事務を行うことで、申請から許可までの期間が短縮されます。
※提出はこれまでどおり農業委員会事務局です。

改正農業委員会法が施行されました!

平成28年4月、新しい農業委員会法が施行されました。

雲南市では現在の委員任期が満了した、平成29年7月20日から新体制がスタートします。新農業委員会では農業委員と新しくできた農地利用最適化推進委員が協力して「農地の利用の最適化」に向けた活動を行います。

農地等の利用の最適化って?

農業委員会は、農地を守り有効活用が図れるよう、農地転用や所有権移転を規制し、貸し借りの中継ぎをするなどの活動を行っています。一方では高齢化などにより耕作放棄地は増えている現状です。今回の改正ではこれまでの許認可業務に加え「農地の利用の最適化」として次の3つを柱とする業務を推進することが最も重要とされました。

農地の担い手へ集積・集約化	耕作放棄地の発生防止・解消	新規参入の促進
担い手への農地の集積や集約化の推進	農地パトロール等による耕作放棄地の発生防止、解消の推進	法人の育成など新規参入の促進

※雲南市の農地の推移（農林業センサスから）

	H17	H22	H27
農業経営体数 ※1	3,547	3,019	2,415
上記の経営耕地面積(ha)	2,621	2,383	2,208

経営体数、経営面積とも減少しています。

※1は経営耕地面積が30a以上等、一定規模以上で農業を行う者の数をいいます。



何が改正されたの?

- ① 農業委員の選出が公選制から議会の同意を得て市長選任へ。
- ② 農地利用最適化推進委員の新設。
- ③ 農地転用などこれまでの法令業務に加え、農地等の利用の最適化を進めることが最重要であると位置づけ。

委員の選任は?

委員の選任にあたっては、募集（推薦、応募）を行いその結果を公表、尊重することになっています。また委員の任命にあたっては年齢、性別に著しい偏りがないように配慮しなければならないこととされています。

農地利用最適化推進委員って?

農地利用最適化推進委員は農業委員と協力し担当地区において、農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消などの業務を担います。具体的には地区で農地利用の効率化について話し合いを行ったり、農地パトロールを通じ農地の有効利用を図ります。



委員の人数は?

委員定数は条例で定めることになっており

農業委員：19人、農地利用最適化推進委員：37人を案としています。

農地利用最適化推進委員の担当地区及び募集人数（案）

町	地区の詳細	人数	町	地区の詳細	人数
大東町	大東、新庄、田中、清田、金成	2	木次町	山方、里方、下熊谷、木次	2
	飯田、養賀、山田、畠鶴、大東下分	2		東日登、新市、寺領、宇谷	2
	遠所、幡屋、前原、仁和寺	2		西日登、上熊谷、湯村、平田	2
	西阿用、大ヶ谷、下佐世、上佐世	2	三刀屋町	古城、三刀屋、下熊谷、高窪、伊萱、給下	2
	川井、東阿用、岡村、下阿用	1		乙加宮、殿河内、根波別所、里坊、坂本（坂本森谷を除く）	3
	山王寺、薦沢、須賀、北村、中湯石、南村、小河内、刈畑	2		多久和、上熊谷、栗谷、神代、須所、六重、中野、坂本（坂本森谷）	2
	上久野、下久野、塩田、篠淵	2	吉田町	吉田、民谷	2
加茂町	立原、近松、大西、南加茂	1		曾木、上山、深野、川手	1
	東谷、猪尾、岩倉、畠	1		掛合	1
	砂子原、新宮、加茂中	1		多根、松笠	1
	三代、神原、宇治	1		波多、入間、穴見	1
	大竹、延野、大崎、下神原	1	合計 37人		

農用地区域除外申請は 1月31日まで

一農地転用をされる前に

農地転用（農地を農地以外の宅地・墓地など他用途に使用）をされる場合は、事前に農業委員会に農地転用の申請を行い、許可を受ける必要があります。しかし、農業振興地域整備計画の中の農地利用計画により「農用地区域」に指定されている農地は、原則として農地転用することが出来ません（転用の許可が受けられません）。

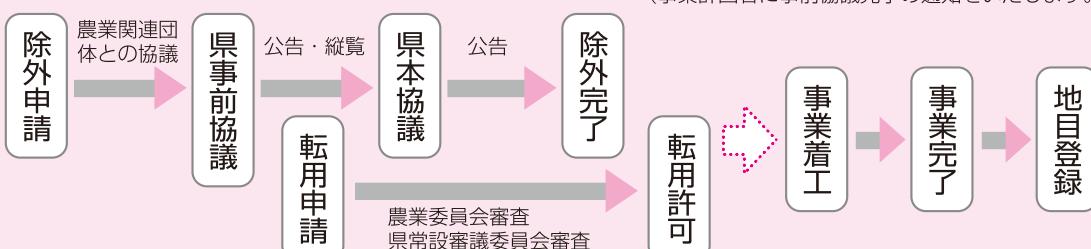
このため「農用地区域」において農地転用を希望される場合は、まず、その農地を「農用地区域」から「除外」する必要があります。

つきましては、下記の要領で農用地区域除外申請の受付をいたしますので、所定の用紙により各総合センター事業管理課まで提出して下さい。

不明な点等ございましたら、雲南省産業振興部農林振興課までご連絡下さい。

除外申請から転用までの流れ

※除外の完了まで概ね半年の期間がかかります。
※県との事前協議が完了すれば転用申請が可能です。
(事業計画者に事前協議完了の通知をいたします。)



◆問い合わせ先◆ 雲南省産業振興部農林振興課 電話 0854-40-1051

新年明けましておめでとう存じます。
▼新年号である第36号の掲載記事は
①会長年頭挨拶②市内農地パトロール
などの結果や③委員の先進地状況報
告④各種お知らせ記事などです。▼市
内では、高齢の農業経営者が亡くなっ
た後、その家庭では農業経営から離れ
るといった図式が数多くみられる。一方
でUITAなども含め、従来とは異
なった内容の農業回帰も見られる。▼
国が掲げる農業分野の成長戦略の柱
として、農地中間管理機構が発足して
数年を経た。経営効率化や耕作放棄
地の解消を目的に、規模の小さな農地
を借り受けて大規模経営を目指す農
家や企業に貸し出す制度だが、全国的
に進行は鈍い。▼ミスマッチや周知不足
もあるが、傾斜地で小さな水田が多い
上、イノシシなどの鳥獣被害も多い、わ
が中山間地の借り手を見つけるのは難
しい。今こそ国や自治体それにJAで
の農家を継続的に下支えする仕
組みの確立が急務だろう。▼今
年の干支は酉
(とり)。鶏鳴一
声、乾坤一擲の年
となることを願
いたい。(長)



編集後記

新年明けましておめでとう存じます。
▼新年号である第36号の掲載記事は
①会長年頭挨拶②市内農地パトロール
などの結果や③委員の先進地状況報
告④各種お知らせ記事などです。▼市
内では、高齢の農業経営者が亡くなっ
た後、その家庭では農業経営から離れ
るといった図式が数多くみられる。一方
でUITAなども含め、従来とは異
なった内容の農業回帰も見られる。▼
国が掲げる農業分野の成長戦略の柱
として、農地中間管理機構が発足して
数年を経た。経営効率化や耕作放棄
地の解消を目的に、規模の小さな農地
を借り受けて大規模経営を目指す農
家や企業に貸し出す制度だが、全国的
に進行は鈍い。▼ミスマッチや周知不足
もあるが、傾斜地で小さな水田が多い
上、イノシシなどの鳥獣被害も多い、わ
が中山間地の借り手を見つけるのは難
しい。今こそ国や自治体それにJAで
の農家を継続的に下支えする仕
組みの確立が急務だろう。▼今
年の干支は酉
(とり)。鶏鳴一
声、乾坤一擲の年
となることを願
いたい。(長)